備考

一　血清分離のみを行う衛生検査所にあつては、検体受付及び仕分標準作業書、測定標準作業書、精度管理標準作業書、検体処理標準作業書、検査依頼情報・検査結果報告情報標準作業書並びに教育研修・技能評価標準作業書を作成することを要しない。

二　血清分離のみを行う者にあつては、血清分離標準作業書の記載すべき事項として検査結果報告台帳の記入要領を求める。

三　血清分離を行わない衛生検査所にあつては、血清分離標準作業書を作成することを要しない。

様式第一（第一条の五関係）

（略）

様式第六（第十一条関係）

衛　生　検　査　所　登　録　申　請　書

（略）			
精度管理責任者	氏　名	資　格	
遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者	氏　名	資　格	
その他の医師又は臨床検査技師	氏　名	資　格	
（略）			

（注意）　1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3　遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の氏名及び資格は、遺伝子関連・染色体検査の業務を実施する場合にのみ記載すること。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第三条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	**別表第二**（第五条、第六条及び第七条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
臨床検査技師等に関する法律施行規則　第十二条第十五号の規定による作業日誌の作成　第十二条第十六号の規定による台帳の作成	臨床検査技師等に関する法律施行規則　第十二条第十四号の規定による作業日誌の作成　第十二条第十五号の規定による台帳の作成
（略）　（略）	（略）　（略）